

議案第 29 号

橋本市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について

橋本市行政財産使用料条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 3 年 3 月 1 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

橋本市行政財産使用料条例(平成18年橋本市条例第74号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(使用料) 第2条 略 2・3 略 4 <u>市の施設で勤務する職員等の駐車場として使用を許可する場合の使用料は、前3項の規定にかかわらず、1台につき月額2,000円とする。</u> <u>ただし、使用の開始日が当月の16日から末日までの間にある場合又は使用の終了日若しくは中止日が当月の1日から15日までの間にある場合は、1台につき月額1,000円とする。</u></p>	<p>(使用料) 第2条 略 2・3 略</p>

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。